

平成28年度第3回区議会定例会 教育委員会関係質問・答弁概要

自民	松本佳子 議員	代表質問	1
質問要旨	<p>1 待機児童ゼロ対策について 定員を増やした保育施設での対応と長期的な計画の必要性についてどのように考えているのか。</p> <p>2 校外学習の在り方について 今後の区立学校での宿泊行事の方針と軽井沢少年自然の家の活用についてどのように考えているのか。</p> <p>3 お茶の水小学校・幼稚園の整備について 一日も早く改築を実現するために、今後どのような検討を進めていくのか明快な答弁を求める。</p>		
答弁者	区長、子ども部長、教育担当部長		

○ 区長

お茶の水小学校・幼稚園の改築整備について

招集挨拶でも申し上げたが、学校改築はこれまでも既存校舎のある現地での建て替えを原則としている。このため、お茶の水小学校・幼稚園の改築も、この原則を基本に据えて取り組んでいく。

先のお茶の水小学校・幼稚園の改築と周辺地域の整備特別委員会に、私を含め区の三役が出席したことについて、その意味するところは認識している。

その後、陳情の採択を含めた様々な議論を経て、議会として取りまとめた現地での改築を強く求める中間報告については、私として施設の改築に当たって十分に認識をしているところである。

一方で、これまでも公共施設の整備において多様な意見を受け止めることはプロセスとして当然であり、今後の施設整備に当たっても同様であると考えている。

これらを踏まえ、校舎の改築に当たっては、子どもの視点に立ち、教育環境向上の観点と、これからの教育にふさわしい施設が求められると考える。

現地での改築では、仮校舎の確保と運用が最大の課題となる。これまでに仮校舎を運用したケースでは、通学・通園で子どもや保護者の方、学校に大きな負担をかけている状況である。

このため、まずは仮校舎の運用に伴う通学距離の問題や、通学時の安全性確保などの課題を丁寧に説明し、改築のスケジュール等も示しながら、保護者や学校関係者の共通認識と十分な理解を得る必要がある。

その後に、地域全体での検討組織を早急に立ち上げ、校舎・園舎の具体的な内容を盛り込んだ施設整備計画を平成28年度末までに策定し、来年度、基本設計に着手してまいりたい。

○ 子ども部長

待機児童ゼロ対策について

推計人口を大幅に上回る0歳から5歳の乳幼児人口の増加にともない、昨年度、次世代育成支援計画の需要数と供給数の見直しを行いました。

計画では、平成29年度から平成31年度までの間に5か所の保育所開設を計画し、来年4月には、旧神田保育園仮園舎を利用した社会福祉法人が運営を行う認可保育所が開設予定であることはご指摘のとおりであります。

保育園の施設整備には時間がかかります。そのため、保育所運営事業者を募集するにあたり、事業者からの提案を待つだけではなく、区の低未利用地や施設をはじめ、区が保有している社会資源、例えば、公園・児童遊園などの活用についても、検討し、具体化を図る必要があるものと考えております。

同時に、保育士不足の状況の中、保育の質を左右する人材確保も重要であります。このため、マン・パワー確保のための方策についても検討してまいります。

また、本年4月の特定園留保の方は146名おりました。

この中には、特定の1園のみを希望される方もおり、現在の増大する保育需要にすべて応えるのは厳しい状況ではありますが、兄弟姉妹で別々の保育園になる等の事例の早期解消を重点課題とし、特定の保育園への入園を希望されている方に対しても、平成31年度までに5つの保育所を整備することで、待機児童問題の解決に取り組んでまいります。

○ 教育担当部長

宿泊行事のあり方について

集団で行う宿泊行事は、児童・生徒が自然や文化などに親しみ、望ましい人間関係を形成することを目的としています。

現在、小学4年生から中学3年生まで、毎年1回から2回の宿泊行事を行っており、それぞれ学年の発達段階に応じて実施しております。

自然や歴史的文化などに親しみ、心と体の健康づくりを図ること、自立心や協調性など社会性を身に着けることなど、子どもを大きく成長させる貴重な教育機会であると考えております。

変化していく教育課題にも合致するよう、常に実施場所や時期・活動内容について改善を重ねてきており、今後も適切な宿泊行事となるよう努めてまいります。

軽井沢少年自然の家の活用について

軽井沢少年自然の家の活用についてですが、宿泊行事全体の見直しを検討する中で、施設の内容や老朽化だけでなく、いくつかの課題が挙げられました。

軽井沢少年自然の家を利用した行事としては、昨年度まで、小学5年生の孺恋村との交流事業と、中学1年生の軽井沢移動教室を実施していました。

孺恋村との交流事業では、交流している小学校までの移動が長時間となり、課題となっていました。また、学校生活のオリエンテーションのため4月に実施している軽井沢移動教室は、軽井沢が寒冷地であるため、活動が天候によって制限されたり、別荘地化が徐々に進み、ナイトハイクやキャンプファイヤーが行いにくくなるなど、行事が自由にできない状況となっていました。これらの課題は、軽井沢少年自然の家の施設改修等で解決できるものではなく、学習効果の高い宿

泊行事とするために見直した結果、平成 28 年度以降、軽井沢少年自然の家は、学校行事としては使用しないこととしたものです。

その他の用途での活用につきましては、当該地は、軽井沢町の都市計画により、極めて厳しい用途制限が課せられているなど、多くの課題・制約があり、これらを踏まえて検討を進める必要があると考えております。

千代田	林 則行 議員	代表質問	2
質問要旨	<p>1 待機児童対策</p> <p>(1) 認証保育所の「事業者間の競争を促進することにより、多様化する保育ニーズに応えることができた」事例について</p> <p>(2) 区所有の低未利用地（旧和泉橋出張所・旧高齢者センター・旧飯田橋保育園・旧富士見福祉会館）を活用して、保育所を設置する考えはないのか。</p> <p>(3) 保育所設置や、公園の遊び場の確保をするために土地を購入する考えはないのか。</p> <p>2 区立学校の給食無料化について</p> <p>児童・生徒のうち、区民の子どもたちの給食無料化を実施すると予算規模はそれぞれいくらになるか。</p>		
答弁者	区長、子ども部長、教育担当部長		

○ 区長

待機児童対策について

認証保育所は、通勤等に便利な駅の近隣で、定員の半数以上を3歳未満児とする低年齢児主体や、1日13時間以上の長時間保育等、大都市特有の多様な保育ニーズへの対応とした東京都独自の保育施設である。

平成27年度に開始された子ども・子育て支援新制度によって、認可外保育所の認可化に補助金が出ることもあり、多くの事業者が認可保育所を経営の主体に置き、認証保育所から認可保育所へ移行する園もあると聞いている。

しかしながら、保護者の多様な働き方に応じて子育てができる環境を整備するためには、区において認証保育所は欠かせないものと考えている。

保護者の中には子どもを認可保育所に通わせることを重視する方々もいるが、その思いを丁寧に聞きほぐすと様々な問題を抱えている。たとえば、夜の残業時間まで子どもを預かってほしいという気持ちには、認証保育所がその期待に応えている。

また、区では、国からの財政支援のない認証保育所利用者の負担軽減の観点から、認可保育所よりもおおむね2割安い保育料で認証保育所を利用できるよう、独自の補助もしている。

さらに、認可保育所と認証保育所で保育内容に極力、差異が生じないように、認証保育所の人員配置の補助を実施したり、外遊びの場所の確保等にも様々な支援も行っている。

小池都知事が、国家戦略特区諮問会議の中で、国に認証保育所を国の制度として認めるように求めたと聞いているが、その趣旨は、国が定める基準通りでは認

可保育所の増設が困難な大都市特有の実情を踏まえ、事業者間の競争を促進することにより、多様化する保育ニーズに responding している証左の一つと考えている。

○ 子ども部長

認証保育所の「事業者間の競争を促進することにより、多様化する保育ニーズに 応えることができた」事例について

認証保育所の「事業者間の競争を促進することにより、多様化する保育ニーズに
応えることができた」事例についてですが、

たとえば、ポピンズナーサリースクール一番町は、平成 15 年度に開設した区
内初の認証保育所で、平成 17 年度には区内で初めての病後児保育を開設しまし
た。

これは当時、区内で他に 2 つの認証保育所が開設し、事業者者の努力により、
他の認証保育所と保育内容の差別化を図った結果であり、多様化した保育ニーズ
に応えることができた事例と認識しております。

また、認証保育所が実施する夏祭りや敬老会などの行事に、町会や商店街など
の地域住民の方々にご参加いただき、地域に愛される認証保育所となっている園
もございます。

これは、区主催の保育施設連絡会の中で、園長たちが地域住民との関り方など
を情報交換し、園児と保護者を地域住民と結びつけることで、地域と連携して子
育て世帯を支えている事例と考えております。

ただ、ご指摘のとおり、事業者間の競争を促進することだけが、保育の質の向
上につながる訳ではありません。

今後も千代田区の子どもたちのため、認可・認証の形態にとらわれることなく、
区全体の保育施設における保育の質の向上をめざしてまいります。

区所有の低未利用地を活用して、保育所を設置する考えについて

区所有の低未利用地を活用して、保育所を設置する考えについてですが、これ
まで認可保育所の整備について、整備の場所を含めて民間事業者からの提案に基
づき、平成 23 年 4 月開設のアスク二番町保育園から、認証保育所からの転換に
よりポピンズナーサリースクール一番町、ほっぺるランド西神田、グローバルキ
ッズ飯田橋園、あい保育園東神田の 5 か所が設置され、この 10 月には、6 か所
目の認可保育所となるクリアナーサリー市ヶ谷が開設することで、待機児童対策
に努めてまいりました。

しかしながら、保育所の施設整備には、時間がかかります。

今後は、議員ご指摘のような、区の低未利用地や施設をはじめ、区が保有して
いる社会資源である公園・児童遊園などの活用についても検討し、具体化を図る
必要があるものと考えております。

保育所設置や、公園の遊び場の確保をするために土地を購入する考えはないか

保育所設置や、公園の遊び場の確保をするために土地を購入する考えはないの
かについてですが、

次世代育成支援計画の需要数と供給数を見直す中で、平成 31 年度までに 5 つ
の保育所整備に取り組みます。この中で、区の低未利用地などの活用も図ってま
いります。

議員ご提案の保育所設置、公園や遊び場確保のために、国有地や民有地を区が購入し、事業者に貸し出す仕組みについては、地価が高く、保育所が設置可能なまとまった土地の少ない本区においては、まずは、すぐにでも利用可能な区有財産である低未利用地などの活用を行い、保育所設置の具体化を図ることが喫緊の課題であると認識しております。

また、現在の保育士不足の状況の中で、他自治体では、施設はあっても保育士が不足する事例も発生しております。

従いまして、待機児童対策の推進のためには、議員ご提案の保育所設置面積に対する区有地の面積の割合というよりも、保育の質を左右する優秀な保育士人材の確保・育成方策などについて、十分な検討が必要な課題であると認識しております。

○ 教育担当部長

学校給食の無料化について

義務教育は法令等の定めにより授業料は無償とされていますが、学校給食費については、学校給食法の規定により、給食の食材料費を保護者負担とさせていただいております。

ご指摘のとおり、昨今、人口減少が進む自治体などが子育て環境を充実させ、定住者を増やす対策として学校給食費を無償化する自治体がございます。

千代田区で給食の無料化を実施し、区民の子どもたちを対象にした場合、今年度予算で算出すると年間で小学校は約1億1千万円、中学校は約4千万円で、合計では約1億6千万円弱となっております。

なお、教育や子育てに関する経費の負担については、公立学校だけでなく私立に通う子どもたちのことも考慮することや、給食費を含む私費会計の受益と負担をトータルで考慮することなど、あらゆる観点を取り込む必要がございます。これらを踏まえて、給食の更なる充実も含めて現在検討を進めております。

自民	永田壮一 議員	一般質問	1
質問要旨	学校施設の地域開放や部活動の相談体制、柔道の普及について (1) 新たな学校施設整備における地域開放と警備上の問題について、どう取り組むか。 (2) 部活に関する学校での相談体制はどうなっているのか。 (3) 小・中学校のマット運動に柔道の受け身を取り入れられるか。 (4) 九段中等以外も柔道を選択できるか。剣道具の衛生面は大丈夫か (5) 生徒から柔道をしたいと要望はないか。有段者の派遣は可能か。学校開放での柔道はできるか。練習場所を紹介できるか。 (6) 柔道の幼少期からの普及に意味があると思うが、どう考えるか。		
答弁者	教育担当部長		

○ 教育担当部長

学校施設の地域開放

新たな学校施設整備における地域開放と警備上の問題についてですが、学校施設は学校教育の現場であるだけでなく、生涯学習・スポーツの場としても利活用すべき施設であり、地域にも広く開放しているところでございます。

学校施設の地域開放で課題となるのが、安全対策、警備上の問題です。警備員の配置などソフト面だけでなく、地域開放専用の入口を設け、児童・園児の動線と分けるなど、ハード面での対応も必要でございます。

学校施設が地域共有の財産として、子どもたちや地域の方々に、より安全に、より快適に利用していただけるよう、今後も施設整備に取り組んでまいります。

部活動に関する相談体制について

部活動に関する相談体制についてですが、主に顧問の教諭や担任教諭が生徒の相談を受けています。生徒から部活動を辞めたい、部を変えたい等の相談があった場合は、生徒の話を良く聞き、気持ちを十分受け止めながら、最良の選択ができるよう助言しております。学校では、部活動以外にも生徒の興味・関心に応じた多様な放課後の活動があり、自由に選択できるようになっているので、これらも視野に入れて助言をします。

小中学校におけるマット運動に柔道の受け身を取り入れることについて

小中学校におけるマット運動に柔道の受け身を取り入れることについてですが、マット運動のねらいや内容は学習指導要領に規定されており、小学校1・2年生はマットを使った前や後ろへの転がりなど、3年生から6年生は前転、後転、ブリッジなどに取り組むこととされています。中学校においても、倒立や倒立前転などを行います。これらの内容については、手の着き方や体を回転する方向なども細かく示されています。

現状では、限られた授業時数の中で、既定のカリキュラムをこなしながら柔道の受け身を取り入れることは難しい状況ですが、ケガの防止等、子どもの安全に寄与する観点から、何らかの要素を取り入れられないか、研究してまいります。

九段中等教育学校以外の学校での柔道の選択について

九段中等教育学校以外の学校での柔道の選択についてですが、他校でも柔道を選択することは可能でございます。その際は、生徒の興味関心や実態、指導できる教員の配置や安全面等を十分に踏まえた上で、各学校が決定することとなります。

柔道をしたい旨の生徒からの要望について

柔道をしたい旨の生徒からの要望については、各学校に確認したところ、そうした声は特に無いとのことでしたが、最近の柔道界の活躍から、柔道部を作りたいという声が高まることも考えられます。この場合、指導に精通した有段者などを派遣することは可能であり、十分な指導体制・安全対策を講じるよう学校を支援してまいります。

なお、剣道を実施している学校の衛生面における配慮ですが、定期的な天日干しのほか、日常的な拭き取りや除菌剤の噴霧、陰干し等を行っております。

また、教育活動に支障がない範囲で、学校開放での柔道団体への貸し出しも可能です。学校以外の練習場所の紹介については、警察などの公共的な道場等を紹介しているところでございます。

柔道の普及を幼少期から推進することについて

柔道の普及を幼少期から推進することについてですが、幼少期から、スポーツに親しみ、多様な価値観に触れることは有意義なことでございます。どのようなスポーツに親しむかにつきましては、区長が答弁しましたとおり、子どもの意向や体力を踏まえ、保護者や学校などが主体的に判断していくものと考えます。

民进ク	岩田かずひと 議員	一般質問	7
質問要旨	いじめ対策アプリの導入について いじめの対策として、いじめ監視アプリを試験的に導入してはどうか。		
答弁者	教育担当部長		

○ 教育担当部長

いじめ対策アプリの導入について

ご指摘のとおり、近年、スマートフォンの急速な普及とともに、LINEをはじめとした、いわゆる「無料通話アプリ」上でのいじめが問題となっております。

こうした中、千葉県柏市では本年4月から7月にかけて、中学校1年生の生徒とその親を対象に、送信内容監視アプリの実証実験を行いました。送信内容監視アプリは、いじめや犯罪に繋がるような一定の用語がLINE等で送信された場合に、親に警告メッセージが送られる仕組みになっています。

実験の開始当初から「子どものプライバシー侵害に当たる」との意見が相次ぎ、対象の約2,800組の親子のうち、参加したのは43組でした。また、実証実験終了後に継続利用しているのは6組とのことです。

柏市が行ったアンケートでは肯定的意見がある一方、「新しい隠語や暗号を使うのではないか」「個人情報流出の恐れがある」という保護者の意見や、「他人に見られているようで怖い」「親に信頼されていないと感じる」という子どもの意見もありました。

本件アプリの導入により、いじめ対策に一定の効果は期待できますが、親子の信頼関係への影響やプライバシー保護、監視対象外の通信アプリもあるなど、課題もございます。

本区では、「いじめ相談レター」や「いじめ・悩み相談ホットライン」など、いじめの未然防止・早期発見のための様々な対策を講じておりますが、今般ご指摘の送信内容監視アプリの検証結果も踏まえ、その他の最新の動向にも注視しつつ、いじめ防止に向けて、今後とも研究に努めてまいります。

千代田	たかざわ秀行 議員	一般質問	8
質問要旨	子どもの虐待と児童相談所の役割 (1) 専門性の高い職員の配置が重要であり、児童・家庭支援センターとの役割分担など、設置に向けた考え方を問う。 (2) 代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議はどの位の頻度で行われているか。 (3) どのようなケースがあるのか。 (4) 虐待件数はどれくらいあるのか。		
答弁者	区長、子ども部長		

○ 区長

児童相談所の設置について

本年5月の児童福祉法の一部改正により、政令で定める特別区も児童相談所の設置が可能となった。児童相談所の設置は、特別区にとって大変意義のあるもので、区民に最も身近な基礎的自治体である区が、児童虐待発生時に迅速・的確な対応が可能となる。

本区においても、児童相談所の早期設置に向け、準備に取り組む。

児童相談所設置にあたり、専門性の高い職員の配置は極めて重要である。人材の育成には時間がかかる。そのため、児童相談所の運営に必要な人材については、きちんと確保し、育成に取り組む。

また、昨今の子育て環境の変化により、児童虐待は、いつでも、どこでも、誰にでも起こりうる。そのため、妊娠・出産期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援体制の構築は極めて重要と認識している。

そのため、本区では、他区に先駆けて、平成19年度から、0歳から18歳までの子どもに関する施策を一元的に処理することを目的に「子ども・教育部」を設置し、平成27年度からは「子ども部」と名称変更するとともに、区の行政組織の筆頭に位置付けるなど、取り組んできた。

今後は、児童相談所の設置準備とあわせて、都の児童相談所との役割分担や「子育て世代包括支援センター」との関係整理等の課題についても検討を進め、真に子育てしやすいまちの実現を目指す。

○ 子ども部長

個別検討会議等について

本区では、児童・家庭支援センターが、児童相談の第一義的窓口として、専門性の高い困難事例の対応窓口である児童相談所とともに、児童虐待に対して連携して取り組んでいます。

その中で、虐待予防と再発防止のネットワークである「千代田区要保護児童対策地域協議会」を設置し、区内の警察、学校、地域の方、医師会等が一同に会し、年に1度の代表者会議、年に2度の実務者会議を開催しています。

また、個別検討会議は、必要に応じて開催しており、平成27年度は、計16回開催いたしました。

ケースの内容は、被虐待が12件、養育困難が4件となっています。

なお、東京都の児童相談所で、千代田区内の案件として受理した相談件数は、平成27年度は72件あり、うち被虐待が43件、非行が5件となっております。

同様に、東京都の児童相談所で一時保護された区民の児童は、平成27年度は16名となっております。

共産	牛尾耕二郎 議員	一般質問	10
質問要旨	<p>1 軽井沢少年自然の家について</p> <p>(1) 軽井沢少年自然の家について改修要望が出されていたにも関わらず抜本的な改修がされてこなかったのは何故か。</p> <p>(2) 区長は校外施設の役割をどのように認識しているか。</p> <p>(3) 軽井沢少年自然の家の今後の活用についてどのような検討を行っているか。また、検討を行う際は、区民、教育機関、学校関係者などの意見を十分に聞き検討を行うことを求めるがどうか。</p> <p>2 保育士の確保について</p> <p>(1) 区は保育士の給与の実態をどうみているか。</p> <p>(2) 区の民間保育士の処遇改善策が、実際に保育士の処遇改善に反映されているか。どのようにチェックしているのか。</p> <p>(3) 民間保育士の家賃助成の対象を、「採用5年以内」から「全保育士」に拡大し、区内在住という条件も緩和すべきではないか。</p>		
答弁者	区長、子ども部長、教育担当部長		

○ 区長

保育士の確保について

民間保育園の保育士が置かれている実態は、長時間に渡る仕事であることや、子どもの安全のため常に心を配っている勤務実態を考えると、公表されている給与金額では非常に少ないと考えている。

そのため、区では、独自に保育士の処遇改善について、国や都制度に加えて上乘せ補助し、支援に努めているところである。

他の自治体が、待機児童対策に対してこれまで以上の取組みをしようとしている中、現在の区の独自策もこのままで良いとは考えていない。

今後も保育士の皆さんが、子どもたちと楽しみながら働きやすくなる環境が整備できるよう、支援に努めていく。

○ 子ども部長

民間保育士の処遇改善策について

区の民間保育士の処遇改善策が、実際に保育士の処遇改善に反映されているか。どのようにチェックしているのか。についてですが、まず、事業者が補助申請の際、区に保育士の処遇改善策をご提案いただきます。その上で、区は事業者に補助を決定し、補助金を交付します。

その後、年度末に実績報告書を提出してもらい、その内容に間違いがないかどうか確認しています。平成27年度の実績としては、保育士の賞与(一時金)に充てるという内容が一番多かったところです。

その理由は、他自治体などへの異動を考えた際には、基本給や手当だと差がつ

き過ぎるという点を、事業者から聞いております。

今後、さらにチェックを徹底するため、指導・監査を実施する際に、社会保険労務士による保育園の労働環境を監査する中で、事業者各社の賃金台帳のチェックなどを検討しているところです。

民間保育士の家賃助成について

民間保育士の家賃助成について、「採用5年以内」から都同様「全保育士」に拡大すべき。また、区内在住という条件も緩和すべきについてですが、

今年度から、本区でも民間保育士の家賃補助を開始しました。現在申請のある事業者は2者ですが、この制度を使用したいという事業者は他にも数者ございます。

各事業者に聞いても、保育士確保のためにはこの家賃助成の効果が大きいと伺っておりますので、今後どのように補助条件を変更していくかは、他自治体の状況を把握しながら研究してまいります。

○ 教育担当部長

軽井沢少年自然の家の抜本的な改修が行われなかったことについて

抜本的な改修が行われなかったことについてですが、変化している教育課題に対応しつつ、これまでの宿泊行事における課題を解決するには、施設の内容面や老朽化への対応では解消できない、いくつかの課題がございました。

軽井沢少年自然の家を利用した行事としては、昨年度まで、小学5年生の孺恋村との交流事業と、中学1年生の軽井沢移動教室を実施していました。

孺恋村との交流事業では、交流している小学校までの移動が長時間となり、課題となっていました。また、学校生活のオリエンテーションのため4月に実施している軽井沢移動教室は、軽井沢が寒冷地であるため、活動が天候によって制限されたり、別荘地化が徐々に進み、ナイトハイクやキャンプファイヤーが行いにくくなるなど、行事が自由にできない状況となっていました。

これらの課題は、施設の抜本的改修によって解決できるものではなく、学習効果の高い宿泊行事とするために行事を見直した結果、平成28年度以降、軽井沢少年自然の家は、学校行事としては使用しないこととしたものです。

校外施設の役割について

校外施設の役割についてですが、軽井沢少年自然の家について言えば、議員のご質問にもございましたように、自然に親しむことに恵まれない区内の児童・生徒が、大自然の中で集団生活を通じて、体験的・創造的活動を实践し、健全な心身の育成を図ることでございます。

宿泊行事として利用する施設は、各学年で年に1回ないし2回しかない貴重な学習の場であり、それぞれの発達段階に応じた十分な教育的成果をあげるため、効果的・効率的に行事を運営しながら、自由で思い切った活動ができる場としての役割があると考えております。

軽井沢少年自然の家の利活用について

軽井沢少年自然の家の利活用についてですが、当該施設が教育施設であることを前提に検討しているところであり、当該地が軽井沢町の都市計画により極めて

厳しい用途制限が課せられていることや、先ほど述べました様々な課題があることを踏まえて、検討を進めていく必要があると考えております。
また、これまでも検討の過程においては、教育の現場である各学校へのアンケート等を実施しており、今後も十分に意見を聞きながら検討を進めてまいります。